介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら
入所サービス　多床室料金表

令和5年5月より

◆多床室

単位：円

要介護度		介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
施設サービス費 ※1日あたり	1割	893	972	1,041	1,100	1,159
	2割	1,786	1,944	2,081	2,200	2,318
	3割	2,679	2,916	3,121	3,300	3,477
居住費	1日	600				
食費	1日	1,700　（朝食　350　昼食　700　夕食　650 ）				
1日あたり 基本料金	1割	3,193	3,272	3,341	3,400	3,459
	2割	4,086	4,244	4,381	4,500	4,618
	3割	4,979	5,216	5,421	5,600	5,777
1ヶ月（30日） あたり料金	1割	95,790	98,160	100,230	102,000	103,770
	2割	122,580	127,320	131,430	135,000	138,540
	3割	149,370	156,480	162,630	168,000	173,310
限度額証第2段階	1割	49,590	51,960	54,030	55,800	57,570
限度額証第3段階①	1割	57,390	59,760	61,830	63,600	65,370
限度額証第3段階②	1割	78,690	81,060	83,130	84,900	86,670

※　施設サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション、その他必要なサービスを提供します

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第1段階	生活保護受給者
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が年額80万円以下

第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が年額80万円超120万円以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が年額120万円超

◆その他（ご希望の方に提供します） 単位：円（税込）

	1日あたり	1ヶ月（30日）あたり	追記事項
安心セット	231	6,930	タオル類（大判タオル・」フェイスタオル・お手拭きタオル ハンドソープ・ボックスティッシュ
日用品セット	128	3,840	歯ブラシ・歯磨き粉又は入れ歯洗浄剤・ニベアスキンク リーム
衣類セットA	493	14,790	パジャマ・日常着・靴下・Tシャツ・肌着・下着
衣類セットB	381	11,430	パジャマ・日常着・靴下
洗濯代	182	5,460	業者による洗濯の料金です。

※　単品での提供も可能です。
※　外部業者【柴橋商会】に委託しております。

理美容代	カット　1,800円、シャンプー　1,000円、顔そり　1,000円 パーマ　6,200円、カラー　5,800円

介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら
入所サービス　個室料金表

令和5年5月より

◆個室

単位：円

要介護度		介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
施設サービス費 ※1日あたり	1割	808	885	951	1,011	1,072
	2割	1,615	1,769	1,901	2,021	2,143
	3割	2,423	2,653	2,852	3,031	3,214
居住費	1日	1,800				
食費	1日	1,700　（朝食　350　昼食　700　夕食　650）				
個室代	1日	2,100				
1日あたり 基本料金	1割	6,408	6,485	6,551	6,611	6,672
	2割	7,215	7,369	7,501	7,621	7,743
	3割	8,023	8,253	8,452	8,631	8,814
1ヶ月（30日） あたり料金	1割	192,240	194,550	196,530	198,330	200,160
	2割	216,450	221,070	225,030	228,630	232,290
	3割	240,690	247,590	253,560	258,930	264,420
限度額証第2段階	1割	113,640	115,950	117,930	119,730	121,560
限度額証第3段階①	1割	146,040	148,350	150,330	152,130	153,960
限度額証第3段階②	1割	167,340	169,650	171,630	173,430	175,260

※　施設サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション、その他必要なサービスを提供しま す

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第1段階	生活保護受給者

第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が年額80万円以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が年額80万円超120万円以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が年額120万円超

◆その他(ご希望の方に提供します) **単位:円(税込)**

	1日あたり	1ヶ月(30日)あたり	追記事項
安心セット	231	6,930	タオル類(大判タオル・」フェイスタオル・お手拭きタオル ハンドソープ・ボックスティッシュ
日用品セット	128	3,840	歯ブラシ・歯磨き粉又は入れ歯洗浄剤・ニベアスキンクリーム
衣類セットA	493	14,790	パジャマ・日常着・靴下・Tシャツ・肌着・下着
衣類セットB	381	11,430	パジャマ・日常着・靴下
洗濯代	182	5,460	業者による洗濯の料金です。

※　単品での提供も可能です。
※　外部業者【柴橋商会】に委託しております。

理美容代	カット　1,800円、シャンプー　1,000円、顔そり　1,000円 パーマ　6,200円、カラー　5,800円

加算料金（円）		負担割合			摘　要
		1割	2割	3割	
夜勤職員配置加算	1日	26	52	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算（Ⅰ）	1日	24	47	71	介護職員の総数の80％以上が介護福祉士の資格保持者である場合
初期加算	1日	32	64	96	入所後30日間に限り算定
短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1日	257	513	769	入所後3ヶ月以内に集中的にリハビリを行った場合
認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1日	257	513	769	認知症であると医師が診断した入所者に対して入所後3ヶ月以内に集中的にリハビリを行った場合
栄養ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ強化加算	1日	12	24	36	各職種が共同して作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行う。栄養状態、嗜好等を踏まえた調整を実施し、情報を厚生労働省へ提出した場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	1日	50	99	148	在宅復帰・在宅療養支援機能が基準を満たしている場合
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月	64	128	192	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る状況等を厚生労働省に提出した場合
療養食加算	1食	7	13	20	糖尿病食・減塩食等を１日につき3食を限度提供した場合
安全対策体制加算（初回のみ）	1回	22	43	64	外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
自立支援促進加算	1月	321	641	962	医学的評価に基づき入所者ごとに支援計画を見直し、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し自立支援促進のために情報を活用している場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1月	4	7	10	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、定期的な評価を行い、計画的に管理した場合、3ヶ月に一度を限度として算定
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1月	14	28	42	（Ⅰ）の評価で、褥瘡の発生するリスクのあるとされた入所者に褥瘡の発生がない場合に算定されます。
排せつ支援加算Ⅰ	1月	11	22	32	入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が評価するとともに、3月に1回支援計画を見直し、評価結果などを厚生労働省に提出した場合に算定されます。
排せつ支援加算Ⅱ	1月	16	32	48	（Ⅰ）の基準に適合し、入所時と比較して排尿・排便のどちらか一方が改善され、悪化がない場合、またはおむつを使用しなくなった場合に算定されます。

排せつ支援加算Ⅲ	1月	23	43	64	(Ⅰ)の基準に適合し、入所時と比較して排尿・排便のどちらか一方が改善され、悪化がなく、おむつを使用しなくなった場合に算定されます。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	1月	36	71	106	リハビリテーション実施計画書を作成し、継続的に管理する。内容を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施のために活用した場合
口腔衛生管理加算Ⅰ	1月	97	193	289	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の指導に基づき口腔衛生管理に係る計画を作成し、月2回以上口腔ケアを行った場合に算定されます。
口腔衛生管理加算Ⅱ	1月	118	235	353	(Ⅰ)の基準に適合し、入所者ごとの口腔衛生等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合に算定されます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位数×加算率(3.9%)×地域単価(10.68)×自己負担割合			介護職員の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位数×加算率(2.1%)×地域単価(10.68)×自己負担割合			介護職員等の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月	所定単位数×加算率(0.8%)×地域単価(10.68)×自己負担割合			介護職員等の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数

◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位に10.68(地域単価　3級地)を乗じた額が利用者負担(1割　・2割　・3割)となります。